

平成24年度 福祉研修会開催☆三

2月15日（金）に地域福祉の担い手である福祉推進委員（民生児童委員）の育成を図る為、福祉研修会を開催し、民生児童委員23名、福祉推進委員32名の参加がありました。

研修内容は「日常生活自立支援事業の利用促進とその後の支援」と題して講師に岐阜県社会福祉協議会地域福祉担当 課長補佐 長屋満紀氏をお招きし、なじみのない制度を分かり易くお話しいただきました。判断能力の低下に伴い、日常生活に生じる問題について社会資源を活用



することで解決し、住み慣れた地域で生活を継続していくことができるということを学びました。

また、今後の支援として成年後見制度についても説明があり、有意義な研修となりました。

民生児童委員、福祉推進委員、共に地域住民の身近な相談者ですので相談があった時や地域で対象となるような方がみえましたら、社協までご連絡をお願いします。

■日常生活自立支援事業とは

地域での安心生活のお手伝い!

判断能力が不十分であるため、福祉サービスの利用やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助をする制度です。

●対象 次のいずれにも該当される方です。

1. 日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手や理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方（例えば、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方）
2. 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

●援助内容

1. 福祉サービスの利用援助
 - ① 福祉サービスを利用またはやめるために必要な手続き
 - ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
 - ③ 住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
 - ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き
2. 日常的な金銭管理サービス
 - ① 年金および福祉手当の受領に必要な手続き
 - ② 医療費を支払う手続き
 - ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
 - ④ 日用品等の代金を支払う手続き
 - ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続き
3. 書類等の預かりサービス
 - ① 年金証書
 - ② 預貯金の通帳
 - ③ 権利証
 - ④ 契約書類
 - ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印
 - ⑦ その他、適当と認められた書類



⇒利用者との契約のうえ、生活支援員が支援計画に基づいて支援いたします。

●利用料金 契約に至るまでの相談等(利用に関する相談、訪問調査)は無料ですが、契約後の生活支援員による援助には料金がかかります。

サービスの内容	・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス	書類等預かりサービス
利用料金	1時間あたり1,000円 (1時間こえると30分ごとに500円加算)	1か月あたり500円

※生活保護世帯は無料です。

●問合せ先 神戸町社会福祉協議会 (TEL 28-0223) まで